

ごあるをもて、夜都古は臣の意なることを知べし、推古紀には、國造をクニノヤツコとも訓り、夜都古といへば、甚賤き者の如く聞ゆれども、本然に非ず、君に對へて臣を云名なり、故君臣の意なる臣をば、書紀などにも皆ヤツコと訓り、又官奴を美夜都古と云は別なり、其はも私家の奴婢より起て、公の奴婢を云なり、されどその私家の奴婢も、君臣の意なれば、云もて、ゆげば、本は一なり、又このもりのごもりの御奴など云も此なり、此等名の本の意は一におつめれば、ごも、造は天皇に對へて臣の意なる故に、其部の上たる人を云、御奴さば下に付者を云なれば、用ふる所に至りては甚異なり、さて國造を國、宮、司と云意とする説は大誤なり、又師賀茂眞淵は國造を久爾都許と訓り、其説に國造は其國を草創し意にて、即造と云言なり、又た爾能美夜都許と訓、又久爾都許と訓る所も稀にはあり、造字に就て思へば、此師説當るに似たり、先自收造も宮を造れる功に因れること、未其證を見ず、孝徳紀に進調賦、時其臣連伴造、國造等先自收例にて、美夜都古も宮造と書べきことなるに、然書ることなし、造字のみにては、宮を造ることには取がたし、そのミヤツコ一引をばた、ツコと訓の變るべき由なきをや、されば天皇の御臣として、書紀推古卷に、國司國造、其國々を治る人を國御臣と云、各其部々を掌る人を伴御臣とは云なり、

〔倭訓栞久編〕くのみやつこ 日本紀に國造をよめり、後世の國司の如し、其國の宮社を祭れば、みやつこの名ありといひ、またもと其地を開き造りたる意成べければ、くにづことよみて事足ぬともいへるは、ごもに非るべし、日本紀に諸の仕奉る人等を總舉るには、必ず臣連伴造國造と並べいへり、國造は諸國にて其國を治るをいふ、今音をもて呼り、其絶ざるは出雲にのみ遺れり、紀州日前備中吉備津宮、因州宇都宮なども同じ、孝徳の御宇に國造を郡司にせられしは、神事に預る事なかりけん、文武の時に神事をも兼行はせられたり、かくて後神事に言よせて公事をかくことありしかば、桓武の時より又國造は神事のみにて、別に郡司は置れし也といへり、

〔玉勝間六〕國造

いにしへに國造といひしは、今の世のごと、大きにこそあらざりけめ、大かた何事も大名の如くなる物にて、國々に多く有し也、それが中に國造、また君、また別、又直、又稻置、また縣主などいふ色